

● 制度の目的

・ 魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等の関係者が一体となった取組を促し、旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在につながる国立公園等の楽しみ方を提供することによって、**国立公園の魅力向上と地域の活性化を目指すもの。**

● 定義

・ 「自然体験活動」は、自然の中で、自然を活用して行われる活動を指し、具体的には、登山やハイキング、サイクリングやカヌー、自然観察、キャンプや、**国立公園の自然環境に根差した歴史や文化を体験する活動も含まれる。**

・ 「自然体験活動促進事業」は、国立公園における質の高い自然体験活動の促進に関する事業で、①キャンプ、カヌー、ガイドツアー、エコツアー等の自然体験プログラムの開発・提供、②登山道の維持管理、カヌー通行のための枝払いなどのフィールド整備、③利用ルール・マナーの作成や周知、④観光案内所やWEBサイトなどによる国立公園の利用者への情報提供やプロモーション、⑤自転車や長靴等の機材レンタル、⑥ガイドや案内スタッフ等の人材育成、⑦自然環境や利用状況の調査・モニタリング等の多様な内容を想定。

1

● 計画の策定主体

・ 国立公園を区域に含む**自治体が自然体験活動促進事業者の実施者、事業の実施に必要な施設や土地等の管理者、観光協会、DMO、関係行政機関などによる協議会を組織し、計画を策定。**(当地域では伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会が計画策定を担う)

● 計画の認定

・ 計画の認定申請は、協議会の構成員である**自治体及び自然体験活動促進事業を実施しようとする者**が共同で環境大臣に行く。

・ 計画は、**国立公園に関する公園計画に基づき**、協議会が作成することとしている。→環境省が公園計画において**質の高い自然体験活動の促進に係る方針を定める。**

2



質の高い自然体験活動の促進に係る方針

ア) 当該国立公園における質の高い体験

- ・ 自然と調和した人の営み、伝統、文化、これらを育んできた豊かな自然を体感し、その価値を伝え、感動を与える体験を質の高い体験と位置づける。

イ) 地域資源の持続的な活用の推進

- ・ 国際基準のサステナブルツーリズム(持続可能な観光)の推進し、持続可能な地域づくりへの寄与、リジェネラティブツーリズム(地域をより良くする観光形態)の実現を目指す。

- ・ 体験を提供する地域関係者とその利用者双方が、地域資源を持続的に活用することの重要性を認識し、地域関係者による地域資源の管理体制を構築・強化する。

- ・ 地域資源を適切に活用した自然体験等の参加者が国立公園の来訪者に占める割合を高める。

3



質の高い自然体験活動の促進に係る方針

ウ) 地域資源の変化への対応とモニタリング体制の構築

- ・ 海洋環境の変化に伴う地域資源の変動に対応した自然体験等の提供を推進する。特に、一次産業や研究者と連携し良質な体験や教育プログラムの造成を推進し、自然体験活動を行うフィールドの環境変化を把握するため、参加型モニタリング等により資源のモニタリング体制を構築する。

エ) 公園の利用環境の整備

- ・ 自然体験活動を効率的かつ効果的に推進するため、自然体験活動を推進するエリアを定める。

- ・ 自然体験活動を提供する事業者からの協力金を地域資源の保全に還元し、保護と利用の好循環を図る。

- ・ 子供から高齢者、障がいを持つ方、外国人など誰もが自然体験等に参加できるよう、アクセシビリティの向上を図る。

- ・ DMO、宿泊施設、観光施設など関係者と連携して、自然体験活動の魅力を発信する。

4



質の高い自然体験活動の促進に係る方針

オ) 受入能力の向上と価値観の共有

- ・地域人材の幅広い参画を促して多様な自然体験の提供を推進、自然体験等を提供する事業者の育成を図り、自然体験等を提供する事業者の受入能力を向上させる。こうした取組を進め、提供する体験の質の向上と関係者間の価値観の共有を図る。

カ) ガイド能力と満足度の向上

- ・ガイド登録制度の整備を地域主体で推進し、地域で活動するガイドの把握とガイド能力の向上を図る。
- ・ガイドが効果的に地域人材をコーディネートする能力を高め、自然体験活動に携わる関係者の連携を深め、地域資源を磨き上げて魅力あるストーリーでつなぎ、自然体験等の深化を図ることにより、参加者の満足度を向上させる。



質の高い自然体験活動の促進に係る方針

キ) 公園の利用上のルールとマナーの周知

- ・地域コミュニティ、地域資源を尊重し、地域の生活、産業、文化に負荷がかからないよう配慮し、ガイドに対する啓発と利用者に対する利用上のマナーの周知を図る。
- ・自然体験等においても漁業関係のルールを遵守するとともに、地域資源を損ねない利用方法のルールを定める。
- ・自然体験等の参加者の安全を確保するため、自然体験等を提供する事業者やガイドが実施すべき安全対策を定める。